

(事務連絡)

2023年(令和5年)11月30日

障がい児通所支援事業所管理者 各位

藤沢市子ども家庭課

障がい児通所支援事業の適切な実施に伴う確認事項について(その2)

日頃から、本市の児童福祉行政にご協力をいただきありがとうございます。

障がい児通所支援事業所におかれましては、国や県からの通知や事務要領に基づき、適切な事務を執行していることと承知していますが、下記の記載事項を確認のうえ、今後とも、適切な事務の執行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 加算の請求について

(1) 欠席時対応加算

利用予定日の当日・前日・前々日に欠席の連絡があった場合で、連絡調整や相談援助を行うとともに、その内容を記録することで算定できる加算です。一月あたりの限度回数は条件によって異なります。

※欠席したことのみによって算定できる加算ではありません。

※算定する場合は、次の二点を保護者へ伝えてください。

①欠席時対応加算を請求すること

②同日に他の事業所を利用できないこと

※算定する場合は、欠席時対応記録票をご提出ください。(市のHP参照)

※特に、児童発達支援事業等上限管理事業所の設定がなく、複数事業所が支援を行っている場合は、日ごろから事業所間の連絡をとり、算定日が重ならないようご注意ください。

(2) 送迎加算

送迎時間は支援時間に含めることはできません。

基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算(Ⅱ)(放デイのみ)を算定している場合は、請求できません。

基本報酬の算定には、個別支援計画に基づく支援の提供が必要です。

2 上限管理事務について

(1) 上限管理事業所の設定

2か所目の契約事業所となった場合や、児童発達支援から放課後等デイサービスへ移行する場合等、新たに上限管理事業所の設定が必要になることがあります。市のHPに「上限管理事務依頼届出書」が掲載してありますので、保護

者へご案内ください。

上限管理事業所に設定された場合は、上限管理事業所に設定された旨を他の事業所へ報告してください。

(2) きょうだいで利用がある場合

きょうだい共に自己負担が発生する場合は原則、受給者証上「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」が「該当」となり、特記事項欄に「複数障がい児あり」の表記となります。

①複数事業所を利用した場合

上限管理結果票を作成し、子ども家庭課へご提出ください。上限管理加算は世帯で一人のみ算定可能です。

②きょうだいで同一事業所を利用した場合

利用者負担額の割り振りを行う必要はありますが、上限管理加算の算定を行うことはできません。(上限管理結果票をご活用ください。)

3 藤沢市コンタクトセンターについて

2023年10月1日から、藤沢市コンタクトセンターが開設され、藤沢市コールセンターは閉鎖されました。代表番号(25-1111)は藤沢市コンタクトセンターへつながり、問い合わせ対応及び各課へのご案内をおこなっています。

子ども家庭課にご連絡いただく場合は、子ども家庭課直通(50-3569)をご利用ください。

以 上

事務担当

子ども家庭課子ども発達支援担当

電話 0466-50-3569 (直通)

Email fj1-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp